

## 障がい者を取り巻く社会環境の変化について

### 1 障がい者に係る施策の動向等について

#### (1) 障害者権利条約の批准

- ・ 障害者権利条約の締結に必要な制度改革を推進するため、内閣に「障がい者制度改革推進本部」及び「障がい者制度改革推進会議」を設置
- ・ 平成22年6月「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」を閣議決定  
⇒ 障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備をはじめとする我が国の障がい者に係る制度の集中的な改革の推進を図るもの
- ・ 平成26年1月20日に国連事務局に批准書が寄託され、同年2月19日に障害者権利条約が発効  
⇒ 平成28年度においては、締結国・地域数172箇所が条約を批准

#### ※障害者権利条約

障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について規定するもの。

条約の締結により、我が国において、障がい者の権利の実現に向けた取組が一層強化され、人権尊重についての国際協力が一層強化されることとなった。

#### (2) 障害者基本法の改正（平成23年8月）

- ・ 障がい者の定義の見直し  
⇒ 「身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受けるもの」（社会モデルの考え方に基づくもの）
- ・ 障がい者への差別の禁止、合理的配慮の規定  
⇒ 障がい者とその社会的障壁の除去を必要とし、そのための負担が過重でない場合には、必要な措置を実施しなければならない。
- ・ 地域共生社会における共生  
⇒ 可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会の確保や言語（手話を含む）その他の意思疎通の手段についての選択の機会の確保

#### (3) 障害者差別解消法の施行（平成28年4月）

- ・ 障害者基本法に規定された「差別の禁止」を具体化するものであり、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的に、平成25年6月に成立し、平成28年4月から施行された。
- ・ 対象とする分野は、教育、医療、福祉、公共交通などあらゆる分野を対象としているが、雇用の分野に関しては、「障害者雇用促進法」に委ねられている。
- ・ 差別の内容の具体化と実効性を担保するため、行政機関等の職員が適切に対応できるように

するための「対応要領」の作成、事業者の自主的な取組を促すことを目的とする「対応指針」が作成されている。

- ・ 社会的障壁の除去についての必要かつ合理的な配慮について、実施に伴う負担が過重でない場合、国の行政機関や地方公共団体等については義務とされ、民間事業者については努力義務とされている。

#### (4) 「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」へ

- ・ 「障害者自立支援法」の施行（平成18年）  
⇒ 就労支援の強化や地域移行の推進を図ることを目指し、身体・知的・精神の3障がい一元化による福祉サービス体系を再編
- ・ 利用者負担の見直し（応益負担から応能負担）（平成19年）
- ・ 「障害者総合支援法」の施行（平成25年）  
⇒ 制度の谷間のない支援を提供するため、障がいの者の定義に新たに難病等を追加し、障がい福祉サービスの対象とする。

#### (5) 障害者総合支援法の3年後見直し（平成28年6月）

- ・ 一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者などの意思を尊重した地域生活を支援するため、定期的な巡回訪問や随時の対応をする「自立生活援助」や就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり支援する「就労定着支援」を創設（平成30年施行）

#### (6) 児童福祉法の改正（平成28年）

- ・ 障害児福祉計画の策定  
⇒ 児童福祉法に基づく障がい児通所・入所支援などについて、サービスの提供体制を計画的に確保するため、都道府県及び市町村において障がい児福祉計画を策定する等の見直しを実施

#### (7) ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月）

- ・ 子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指す。  
⇒ 厚生労働省に平成28年7月「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、育児と介護に同時に直面する家庭など、複合化・複雑化した課題を受け止めるため、総合的な相談支援体制づくりの検討が進められている。  
⇒ 一億総活躍の実現に向けて精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築の検討が進められている。

#### (8) 障害者虐待防止法の施行（平成24年4月）

- ・ 「障がい者虐待」を受けたと思われる障がいを発見した者に速やかな通報を義務付けるな

ど、障がい者の権利利益の擁護に資することを目的として、平成24年に施行

- ・ 市町村に障がい者虐待対応の窓口となる「市町村障がい者虐待防止センター」の設置が義務付けられる。

#### (9) 成年後見制度利用促進法の施行（平成28年4月）

- ・ 認知症、知的障がいその他の精神上的障がいがあることにより、財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合い、共生社会の実現に資することなどを目的に施行

#### (10) 雇用・就業について

- ・ 「改正障害者雇用促進法」の成立（平成25年）
  - ⇒ 雇用の分野における障がい者に対する差別の禁止、事業主による合理的配慮の提供義務、苦情処理・紛争解決、精神障がい者の雇用義務化（精神障がい者を法定雇用率の算的基礎に追加）等が定められた。（平成30年施行、一部平成28年施行）
- ・ 「障害者優先調達推進法」の成立（平成24年）
  - ⇒ 市は、障がい者就労施設等製品の調達方針を策定し公表することが求められている。
- ・ 「障害者雇用率」の改定（平成30年4月施行予定）
  - ⇒ 民間事業主については、2.3%（現行は2.0%）
  - 国・地方公共団体等については、2.6%（現行は2.3%）
  - 教育委員会については、2.5%（現行は2.2%）
  - ※ 施行後、3年未満の経過措置有り。（それぞれ0.1%低い。）
- ・ とちぎ技能五輪・アビリンピック2017の開催
  - ⇒ 障がい者の技能向上を図るとともに、企業の障がい者への理解を深め、障がい者雇用の促進を図る。

#### (11) 教育について

- ・ 「障害者基本法」の改正（平成23年）
  - ⇒ 障がいのある児童生徒が年齢及び能力に応じ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるよう、可能な限り障がいのない児童生徒と共に教育を受けられるよう必要な施策を講じることが求められている。（インクルーシブ教育の推進）
- ・ 学校教育法施行令の改正（平成25年）
  - ⇒ 就学制度改正（「認定就学」制度の廃止⇒総合的判断（本人・保護者の意向を可能な限り尊重）、柔軟な転学 など）

#### (12) スポーツについて

- ・ 東京2020オリンピック・パラリンピックの開催（平成32年予定）
  - ⇒ 当初は、リハビリテーションのためのスポーツであったが、国際パラリンピック委員会（IPC）の定める厳しい選考基準をクリアしなければならず、回を重ねるごとに選手層が増し、大会レベルが高くなっており、競技スポーツへと発展

- ・ 第77回国民体育大会・第22回全国障害者スポーツ大会の開催（平成34年予定）  
⇒ 障がいのある選手が、競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障がいに対する理解を深め、障がいのある人の社会参加の推進に寄与することを目的に開催